

第76回
令和6年度
作品の募集

明るい選挙 啓発ポスター コンクール

調べよう

選挙の歴史やルール、
投票について図書館で調べたり、
身近な大人に意見を
聞いてみよう！

考えよう

自分が大人になったとき、
どんな社会になってほしいか、
考えてみよう！

応募しよう

「明るい選挙」を呼びかける
ポスターを作って
応募しよう！

選挙のめいすいくん

せんきよ

募集
期間

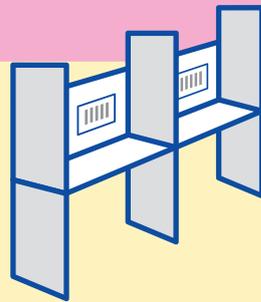
令和6年
5月7日(火)～9月6日(金)

※締切日は市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

パンフレットの
ダウンロードと
過去の入賞作品は
こちらから▶▶▶



選挙ってなに？



今日のデザートはいちごが食べたいな！

めいすいくん



ぼく、ぜったいバナナ！

ただしくん



うーん…どうしようかな？

メイちゃん



そうしよう！！

決まらないなら、多数決にしましょうか？



お母さん

みんなの意見を聞いて何かを決めることって学校や家庭ではよくあるよね、みんなが大人になって参加する「選挙」も同じこと。

「選挙」は、いま住んでいるまちをよりよくしてくれる人＝みんなの代表者を選ぶんだ。



お父さん

明るい選挙ってなに？



- 「選挙」では、本当にみんなの代表にふさわしいか、よく見て自分で判断し、すすんで投票することがとても大切なことです。
- お金やプレゼントをもらったから、その人に投票したとしても、「自分」の意思を伝えたことにはなりません。
- みんなが政治に関心を持って、すすんで投票に参加し、ルールに違反することなく選挙が行われることを「明るい選挙」といいます。

明るい選挙は、明るい未来をつくる基本となるものです。

ポスター作成のポイント

ポスターは自分の考えたことや情報を伝えるための表現です。自分が表現したいイメージが豊かに伝わるように、ポスターを見る人の気持ちになって絵や文字の工夫をすることが大切です。

文部科学省初等中等教育局 教科調査官 平田 朝一

小学校 (低学年～ 中学年)

伝えること、自分の気持ちを表現することをはっきりと分けるのではなく、選挙に対する思いや願いのイメージを身近なことや日常の経験などから素直に表現することが大切です。



小学1年生 埼玉県 石井 友晴さん

両手を大きく広げている人たちと一緒に、動物や小鳥などが楽しそうに選挙に向かっていく笑顔が印象的な作品です。このように、投票する人々を考えて描くことで、投票することで明るい未来につながってほしいという気持ちが伝わってきます。



小学3年生 愛知県 加藤 百華さん

みんなで奏でる音楽にあわせて、様々な色の用紙が投票箱に集まっている様子が描かれています。このように、日常の経験や夢などをもとに描くことで、みんなが心躍るような楽しい気持ちで選挙に向かってほしいという作者の気持ちが伝わってきます。

ヒント 1

投票する人々を考えて描く

ヒント 2

日常の経験や夢などをもとに描く

しょう がっ ころ
小学校
ころ がく ねん
(高学年)

ひと つた み ちが けいけん しやかい め む
「人に伝える」ということを身近な経験や社会に目を向けて
じ ぶん かんが そう そう ひろ
自分なりに考えたり、想像を広げたりしたことなどから
あか せん きよ ひょうげん たいせつ
「明るい選挙」のイメージをふくらませて表現することが大切です。



小学5年生 滋賀県
守 菜々美さん

え がお どうひょう ひと どうひょうぼこ
笑顔で投票する人、投票箱の
まえ ほか としよ
前には、赤ちゃんからお年寄
きまごま しよくぎょう かたがた えが
り、様々な職業の方が描かれ
ています。このように、選挙の
どうひょう ばめん かんが えが
投票の場面から考えて描くこ
とで、投票することで明るい未
らい きも
来につながってほしい気持ち
つた
が伝わってきます。



小学6年生 愛知県
矢筈原 愛華さん

が めん うえ きまごま いる どうひょう
画面の上から様々な色の投票
ようし ふ した どうひょうぼこ はい
用紙が降り、下の投票箱に入っ
て
ています。そこから芽が出て、
ちゅうおう おお まち で きあ
中央には大きな町が出来上が
りつつあります。このように
じ ぶん み し
分の見たことや知ったことな
どから想像を広げて描くこと
で、選挙についてしっかりかんが
ることの大切さが伝わってき
ます。

ヒント 3

どうひょう ばめん かんが えが
投票の場面から考えて描く

ヒント 4

み ちが けいけん そう そう ひろ えが
身近な経験から想像を広げて描く

ちゅう がっ ころ
中学校
こう とう がっ ころ
高等学校

じ ぶん つた み ひと たち ば た
自分が伝えたいことを見る人の立場に立って、
なに つた かんが え も し く ふう えが たいせつ
何をどのように伝えるのかを考えて、絵や文字を工夫して描くことが大切です。



中学1年生 香川県
井内 みやびさん

どうひょうぼこ ぎ じん か ひょう
投票箱が擬人化され、その表
じょう つよ い し かん
情からは強い意志が感じられ
ます。スーツが道に変わりネク
タイが家の色と重なり、ビルや
い え いる かさ まくひん
木を持つなどユニークな作品
です。このように、**未来に向け**
て想像を広げて描くことは、見
ひと あか みらい そうそう
る人に明るい未来を想像させ
ることにつながります。



中学3年生 東京都
宇田 晴輝さん

こうこうせい じてんしゃ の
高校生が自転車に乗っている
してん あか
視点から、かごには赤ちゃんや
かぞく しやしん どうひょうようし えが
家族の写真と投票用紙が描か
れていて、投票が未来につな
がっていることが伝わってき
ます。このように、**独創的な視**
点で考えて描くことで、見る人
てん かんが えが み ひと
に強い印象を与えたり、考えさ
せたりすることにつながります。

ヒント 5

みらい む そう そう えが
未来に向けて想像して描く

ヒント 6

どく そう てき してん かんが えが
独創的な視点で考えて描く

令和6年度明るい選挙啓発ポスター 作品募集(第76回)要項

① 趣旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

② 応募規定

① 内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

② 応募資格

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

③ 募集期間

令和6年5月7日(火)から令和6年9月6日(金)まで

④ 締切日と提出先

令和6年9月6日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。

※市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

⑤ 画材

描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)

⑥ 大きさの基準

画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、ハツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ

⑦ 応募上のご注意

- (1) 他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
- (2) 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
- (3) 応募作品は、原則として返却しません。
- (4) 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
- (5) 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

③ 審査

① 第1次審査

各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。

② 第2次審査(地方審査)

各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。

③ 第3次審査(中央審査)

第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。

文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

④ 賞

① 小・中・高別に次の賞を贈ります。

- (1) 文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞
 - 小学校：各学年1名 ● 中学校：各学年2名 ● 高等学校：各学年2名
- (2) 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞
 - 小学校・中学校・高等学校：各学年若干名

② 第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。

⑤ 発表

11月初旬の予定

主催：公益財団法人明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会 都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会
後援：文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082

東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町 7階

電話 03-6380-9891

お問い合わせ・ポスターの提出先は
市区町村の選挙管理委員会に
お願いします。

